

平成 2 8 年度 (2016 年度)
宝塚市防災会議資料

平成 2 8 年 (2016 年) 5 月 2 0 日 (金)
宝塚市防災会議

防災会議資料 目次

出席者名簿	1
【1】報告事項	3
I 平成27(2015)年度中における宝塚市の災害対応	3
II 平成27(2015)年度中に実施した主な防災関連施策	5
III 平成28(2016)年度中に予定する主な防災関連施策	9
【2】議 題	14
I 宝塚市地域防災計画(平成28年度(2016年度))見直しについて(決議事項)	14
II 宝塚市水防計画(平成28年度(2016年度))見直しについて(諮問事項)	16

出席者名簿

1 会長

委員職名	氏名	代理者職名	代理者氏名
宝塚市長	中川 智子		

2 委員（宝塚市防災会議条例第3条第5項委員の名簿順による）

	委員職名	氏名	代理	
			職名	氏名
1号	農林水産省近畿農政局 兵庫支局地方参事官（兵庫支局長）	田村道宏		
	国土交通省近畿地方整備局 六甲砂防事務所長	石塚忠範		
2号	兵庫県阪神北県民局長	村上元伸		
3号	兵庫県宝塚警察署長	関貫晴夫		
4号	宝塚市 副市長	井上輝俊		
	宝塚市 企画経営部長	福永孝雄		
	宝塚市 行財政改革担当部長	赤井稔		
	宝塚市 市民交流部長	中西清純		
	宝塚市 総務部長	森本操子		
	宝塚市 都市安全部長	尾崎和之		
	宝塚市 危機管理監	山中毅		
	宝塚市 都市整備部長	坂井貞之		
	宝塚市 健康福祉部長	酒井勝宏		
	宝塚市 子ども未来部長	酒井喜久		
	宝塚市 環境部長	影山修司		
宝塚市 産業文化部長	土屋智子			
5号	宝塚市 教育長	須貝浩三		
6号	宝塚市 消防長	石橋豊		
	宝塚市 消防団長	福井仁		

	委員職名	氏名	代理	
			職名	氏名
7号	西日本電信電話株式会社 兵庫支店設備部災害対策室担当課長	大西大介		
	大阪ガス株式会社 兵庫導管部導管計画チームマネージャー	打田孝良		
	関西電力株式会社阪神ネットワーク技術センター 宝塚技術サービスセンター所長	山口秀則		
	西日本旅客鉄道株式会社 宝塚駅長	三河創平		
	阪急電鉄株式会社 川西能勢口駅管区統括駅長	油布篤		
8号	(特活) NPO政策研究所専務理事	相川康子		
9号	宝塚市自治会ネットワーク会議議長	竹谷泰二		
	一般社団法人宝塚市医師会理事	栗田義博		
	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	梶田敏正		
	一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	山本真七		
	宝塚市婦人会会長 宝塚市赤十字奉仕団委員長	政井小夜子		
	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 理事長	稲野廣		
	一般社団法人兵庫県建設業協会 宝塚支部長	宇都宮秀市		
	宝塚市民生委員・児童委員連合会常務理事	福住美壽		
	プラザ・コム こむ1会代表	榎本匡笑		
	宝塚市上下水道事業管理者	森増夫		
	宝塚市議会事務局長	村上真二		
	宝塚市教育委員会事務局管理部長	和田和久		
宝塚市病院副事業管理者	谷本政博			

【1】報告事項

I 平成27(2015)年度中における宝塚市の災害対応

年	発生日	原因	気象観測値	被害状況(宝塚市)	水防・災対本部設置状況
H27	5月11日 ～5月12日	台風6号	総降水量 59.0mm 時間最大雨量 19.0mm	なし	水防警戒本部 発令5月12日9時30分 解除5月12日19時45分
	6月21日	ゲリラ豪雨による大雨・洪水 注意報発表のため	総降水量 74.0mm 時間最大雨量 51.0mm	○住宅・宅地被害 宅地造成地土砂流出:1件 (山手台)	体制なし 所管各部で対応
	7月16日 ～7月18日	台風11号による大雨、暴風・ 洪水警戒及び土砂災害警戒 情報発表のため	総降水量 426.0mm 時間最大雨量 31.0mm	○住宅・宅地被害 擁壁崩壊2件(平井山荘空 き家、花屋敷荘園宅地) ○主な公共交通・公共施設 被害 公園2件 河川1件 ○避難勧告等発令状況 避難準備情報13箇所 527世帯、1,251人 避難勧告6箇所 88世帯、192人 ○避難所開設、避難者状況 避難所開設5箇所 避難者状況10世帯30名	水防警戒本部 発令7月16日13時00分 解除7月17日14時30分 水防本部 発令7月17日14時30分 解除7月18日7時00分 災害警戒本部 発令7月17日14時30分 解除7月17日17時15分 災害対策本部 発令7月17日17時15分 解除7月18日6時30分 水防警戒本部 発令7月18日7時00分 (平井山荘災害復旧工事の ため継続) 解除8月28日
	8月8日	集中豪雨による 大雨、洪水注意報発表のため	総降水量 34.5mm 時間最大雨量 34.5mm	○ライフライン被害 一部地区 停電 (平井山荘他)	連絡員待機体制
	8月19日 ～8月20日	秋雨前線による大雨、洪水、 雷注意報発表のため	総降水量 85.0mm 時間最大雨量 25.0mm	なし	水防警戒本部 発令8月20日6時30分 解除8月20日13時00分

	8月24日 ～8月26日	台風15号による強風、雷、大雨、洪水注意報発表のため	総降水量 72.5mm 時間最大雨量 29.0mm	なし	水防警戒本部員会議の開催 (3回)
	10月1日 ～10月2日	爆弾低気圧による強風、雷、大雨、洪水注意報、暴風警報発表のため	総降水量 54.0mm 時間最大雨量 29.0mm	なし	連絡員待機体制
	12月10日 ～12月11日	大雨、雷、強風洪水注意報、暴風警報発表のため	総降水量 75.0mm 時間最大雨量 29.5mm	なし	水防警戒本部 発令12月11日6時17分 解除12月11日6時51分
H28	2月13日 ～2月14日	強風、雷、大雨、洪水注意報、暴風警報発表のため	総降水量 115.0mm 時間最大雨量 23.0mm	なし	連絡員待機体制

II 平成27(2015)年度中に実施した主な防災関連施策

1 安心メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の普及促進について

(都市安全部)

災害時などの主要な情報伝達手段のひとつである安心メールについて、出前講座の機会や携帯電話ショップへのちらし設置などにより、登録の呼びかけを行いました。

(登録者数平成26年度末16,581件→平成27年度末17,066件)

また、市、地域での防災への取組などについて、市民と情報共有するため、facebookを通じて広報活動を行いました。

さらに、災害情報の発信についてtwitterも活用しました。9月1日には訓練ツイートを実施し、災害情報の多ルート化を推進しました。

広域での緊急速報メール一斉配信について、市民への周知や防災意識の向上を図るため、1月に阪神7市1町合同で訓練を実施しました。

2 大型台風接近時等に係る一時避難所の設置について (都市安全部、関係部)

大型で非常に強い台風が阪神間を通過するような場合、早めの避難を希望される市民の一時的な避難所として、避難勧告の発令に伴う指定避難所の開設とは別に、自主避難者を受け入れるための一時避難所(6小学校及び養護学校)を開設することとしました。

3 観光・防災WiFiステーションの整備について (都市安全部)

公衆無線LANにより、平常時での活用とともに、災害発生時の情報共有を促進するため、指定緊急避難場所であり市の防災拠点の一翼を担う末広中央公園(防災公園)にWiFiステーションを整備しました。

4 防災行政無線の整備について (都市安全部)

災害やその他危機事案に対し、警戒情報や避難勧告などの緊急情報を、迅速かつ的確に伝達するための屋外拡声器と、市役所と公共施設との緊急時情報共有手段としての移動系無線機器を整備・導入するため、平成26年度に引き続き調査・設計を行いました。

5 危機管理拠点施設の整備について (都市安全部、関係部)

市の防災、危機管理、災害対策の機能向上を図るため、新たな拠点施設となる危機管理施設を、上下水道局及びネットワークセンターとの合築庁舎として整備するため、平成26年度に引き続き基本設計を行いました。

6 避難行動要支援者の支援体制の整備促進について（健康福祉部・都市安全部）

平成27年度は4つの避難支援組織が立ち上がり、241名の要援護者名簿を提出しました。現在、支援組織において個別支援計画を作成中です。

7 宝塚市総合防災訓練の実施について（都市安全部、関係部、関係機関等）

平成28年1月15日金曜日、震災対策を主眼とした市民、行政、企業・団体計700名が参加した総合防災訓練を、末広中央公園にて実施しました。

8 地域防災力の向上への取組について（都市安全部）

(1) 防災リーダー育成について

来るべき南海トラフ地震や、集中豪雨、台風といった災害等に備えて、今、それぞれの地域で防災に関する知識や技術を身につけたリーダーが必要とされています。

市では、県立広域防災センターのひょうご防災リーダー講座を受講する際に、市が受講に係る交通費を負担し、市民12人が修了されました。これまでの受講者数は109名となっています。

(2) 防災リーダーの派遣について

ひょうご防災リーダーを受講された市民で結成された宝塚・防災リーダーの会から、所属される防災リーダーが、地域で行われている防災訓練や講座などに講師として派遣された際、講師謝礼相当額を同会に支給しました。

(3) 地域版防災マップ作成の支援について

地域に根ざした地域版防災マップを市民自らが作成する際に、この印刷費用を4件助成しました。

(4) 地域が主体となって実施する防災訓練等に対する支援について

市民が主体となって実施する様々な防災訓練等において、防災リーダーの派遣のほか、訓練資機材の貸与や備蓄食料を供出しました。

さらに、学校において、市民主体で実施される防災訓練（地域防災力強化訓練）に対して、市からの訓練用消耗品の支給を行いました。

(5) 地区防災計画の作成について

自治会やまちづくり協議会、民生委員・児童委員の皆様に対し、地区防災計画制度について制度の趣旨や作成方法について、市が作成した「地区防災計画作成マニュアル」に基づき説明を行い、作成の機運醸成を図りました。

この中で、地域防災力向上に向け先進的な取組をされている中山台コミュニティでは、同地域における地区防災計画の作成の取組が内閣府の「地区防災計画

のモデル事業」に選定されました。今般、当該地区防災計画を本市の地域防災計画に定めることについて提案が出されており、本市の地域防災計画に当該地区防災計画を定めることについて、防災会議で決定する必要があります。

(6) 災害時協力井戸について

市民が所有する井戸を市に登録いただき、井戸水を災害時に不足する生活用水として市民に供給していただく災害時協力井戸の取組を開始し、水質検査を経て、2箇所登録しました。

(7) 届出避難所（一時避難所）について

台風接近時において、高齢化が進むなか、自宅から離れた一時避難所までの避難が難しくなっていることや、地域で自治会館を一時避難所として利用したいというご意見が寄せられたことから、公共施設以外の自治会館などの施設を、風水害時、地域住民らが運営する身近な一時避難所として登録する届出避難所の制度を開始し、施設の安全性などを確認したうえ、現在11施設、登録いたしました。

(8) 過去の災害を風化させない取組について（都市安全部）

阪神・淡路大震災から21年を経過し、同震災を経験していない市民が増えてきている実状を踏まえ、市民638名が、FM宝塚で生中継される番組の解説を聞きながら、被災箇所や防災施設などを歩いて巡る、防災啓発イベントを実施しました。

また、JR福知山線脱線事故から10年の節目として、5月28日、ソリオホールにおいて、作家の柳田邦男氏を講師として、市民を対象に「支え合う社会を目指して～被害者10年の歩みからのメッセージ」と題する講演会を開催し、約180名が参加しました。

9 災害時における情報発信・物資供給支援等のための企業等との協定の締結について（都市安全部）

災害時に係る情報発信等に関する協定をヤフー株式会社と締結したほか、災害時に必要な物資を迅速かつ確実に調達するため、新たセブン-イレブン・ジャパンと「災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定」、コカ・コーラウエスト株式会社と「災害時における飲料水等の調達に関する協定」を締結しました。

10 大規模災害に備えた市民力・消防力の充実強化について（消防本部）

(1) 自主防災組織の活性化と活動支援 予防課

自主防災組織の未結成地域に対して、引き続き結成について働きかけを行うとともに、既存の組織については、自主防災組織リーダー研修会等の開催により、組織内のリーダー育成や防災知識、技能の修得の機会を提供しました。

また、自主防災組織のさらなる活動能力向上を目指して、防災資器材点検・交換の訪問時を利用して、個別対応を実施し、現状の把握と具体的な訓練方法の

指導などの支援を行いました。

また、防災活動時の安全確保のために、貸与して15年が経過した消火器については、維持管理の容易な蓄圧式の消火器との交換を行いました。(37組織68本)

(2) 災害対応力の強化 警防課

市域での大規模災害発生時に医療機関との連携強化を図るため、災害拠点病院である宝塚市立病院において阪神北圏域の消防本部と合同で、大規模災害対応訓練を実施しました。

また、消防広域応援体制の強化を目的として緊急消防援助隊兵庫県隊(阪神ブロック)集結訓練、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練、航空機事故対応訓練及び阪神ブロック広域防災訓練に参加し、災害対応力の強化を図りました。

(3) 救急及び救助業務の高度化 救急救助課

高度化する救急及び救助業務に対応するため、平成27年4月に救急救助課を消防本部に設置し組織の機能強化を図るとともに、宝塚市高度救助隊を救急救助課に設置し、消防救助技術及び装備の高度化を図りました。

また、高齢化等により増加する救急事案への対応の一環として、市民救命力の向上を目標に、コンビニエンスストアへのAED設置とあわせて、救命講習の開催数と受講者数の増加を図りました。

1.1 防災教育の取組みについて(教育委員会)

市内公立小中特別支援学校(小学校24校、中学校12校、特別支援学校1校)で、防災教育を年間指導計画に位置づけ、県教育委員会が発行している「明日に生きる」などを活用し取り組んでいます。また、すべての学校では地震を想定した避難訓練や防災訓練を実施しています。そのうち、26校では地域と連携した防災訓練を行い、自主防災組織と学校の連携を確認し、児童生徒と地域の方が協力し、土嚢づくり訓練や段ボールベッド作成訓練、炊き出し訓練などを行いました。

また、阪神淡路大震災の追悼行事として、犠牲になられた方々への黙祷を行うとともに、震災を経験された方や救助活動にあたった消防署員、震災・学校支援チーム(EARTH)員として現在活動されている方からの講話を聴き、防災意識を高めた学校もありました。

Ⅲ 平成28(2016)年度中に予定する主な防災関連施策

1 地域防災計画の構成等の更新の検討

本市地域防災計画は、防災・災害対策における根幹的な計画であり、地震、風水害、大規模事故の予防計画及び災害対策計画等を記載していますが、阪神淡路大震災後抜本的な改正を行って以来、法改正や制度改定、東日本大震災関連事項などにより数々の見直しを行う中で、計画全体で1,300ページを超える膨大なボリュームとなっており部分的に重複する箇所も見られます。

このため、現計画を継承しながら全体の統廃合を行い、簡潔で運用が容易、かつ、市民等にも分かりやすい計画となるよう、その構成等を更新することとして、新たな計画案を検討します。

今後の予定スケジュールとしましては、来年度(平成29年5月頃)開催予定の防災会議に、計画案を付議し、審議をお願いすることとなります。

2 安心メールやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の普及促進について

(都市安全部)

災害時などの主要な情報伝達手段のひとつである安心メールへの登録について、引き続き出前講座などの機会を利用してPRします。

また、市、地域での防災への取組を、市民と情報共有するため、facebookを通じての広報活動、災害情報のtwitterや緊急速報メールによる発信も引き続き取り組んでいきます。

3 風水害対策体制の見直しについて(都市安全部、関係部)

台風の大型化、異常気象によるゲリラ豪雨、爆弾低気圧による暴風・竜巻の発生など、近年顕在化する、気象の急激な変化に対応するため、風水害対策に係る「指令」と「体制」を見直し、迅速かつ適切な防災及び災害対策の実施を目指します。

4 防災行政無線の整備について(都市安全部)

災害やその他危機事案に対し、警戒情報や避難勧告などの発令などの緊急情報を、特定地域に迅速かつ的確に伝達するための屋外拡声器と、市役所、避難所となる公共施設との緊急時の情報共有手段としての移動系無線機器の整備を平成27年度に引き続き順次進めていきます。

5 危機管理拠点施設の整備について（都市安全部、関係部）

市の防災、危機管理、災害対策の機能向上を図るため、新たな拠点施設となる危機管理施設を上下水道局及びネットワークセンターとの合築庁舎として整備するため、平成27年度に引き続き実施設計を行います。

6 避難行動要支援者の支援体制の整備促進について（健康福祉部・都市安全部）

「宝塚市災害時要援護者避難行動支援マニュアル＝避難行動要支援者支援マニュアル＝」に基づき、地域コミュニティ等と連携しながら、各地域における支援体制の構築や個別支援計画の作成を促進していきます。

7 防災マップの作成について（都市安全部安全部、関係部）

平成28年の秋に、全戸配布予定の生活ガイドブックに防災情報やハザードマップを掲載し、啓発を図ります。

8 宝塚市総合防災訓練の実施について（都市安全部、関係部、関係機関）

平成29年1月17日火曜日、震災対策を主眼とした市民、行政、企業・団体が参加した総合防災訓練を、末広中央公園にて実施します。

9 地域防災力の向上への取組について（都市安全部）

(1) 防災リーダー育成について

地域防災力向上のため、市では、県立広域防災センターのひょうご防災リーダー講座を受講する際に、市が受講に係る交通費を引き続き負担します。本年度も多くの市民に受講していただけるよう、広報たからづかや市ホームページでPRを行います。

(2) 防災リーダーの派遣について

地域で行われている防災訓練や講座などに「宝塚・防災リーダーの会」から、所属する防災リーダーが講師として派遣された際、講師謝礼相当額を同会に支給し、引き続き同会活動に対して資金面での支援を行います。

(3) 地域版防災マップ作成の支援について

市民自ら作成する「地域版防災マップ」の印刷費用を引き続き助成します。

(4) 地域が主体となって実施する防災訓練等に対する支援について

市民が主体となって実施する様々な防災訓練等において、引き続き、防災リーダーの派遣のほか、訓練資機材の貸与や備蓄食料を供出します。

また、学校において、市民主体で実施される防災訓練に対して、市からの訓練

用消耗品の支給を引き続き行います。

(5) 地区防災計画の作成について

地域の防災力向上するため、市が作成した「地区防災計画作成マニュアル」の普及を図りながら、引き続き地区防災計画作成に向けた地域の取組を引き続き支援していきます。

地域防災計画に定めることが決定した地区防災計画を作成した、まちづくり協議会（概ね小学校区ごと）に対し、計画内容の推進を図るため、1回に限り50万円の助成を行います。

(6) 災害時協力井戸について

災害時協力井戸の制度を、様々な機会を通じて引き続き登録を呼びかけます。災害時協力井戸には看板を設置します。

(7) 届出避難所（一時避難所）について

届出避難所の制度を、様々な機会を通じて引き続き登録を呼びかけます。また、届出避難所には標識を設置するとともに、毛布や保存食も配置します。

(8) 過去の災害を風化させない取組について

昨年度に引き続き、阪神・淡路大震災の経験を風化させないイベントを行い、市民の防災意識の向上を図ります。

10 災害時における情報発信・物資供給支援等のための企業等との協定の締結について（都市安全部）

災害時において、迅速かつ適切な対策を講じることができるよう、引き続き、企業・団体と協定の締結に向け、検討、交渉していきます。

11 他の自治体との相互支援協定の締結について（都市安全部）

広域で大規模な災害が発生した際、近隣自治体間での相互支援が困難な場合に、当該災害の影響が少ない遠方地の自治体と早期の支援・受援の実施が可能となるよう、全国の類似自治体等と同協定締結を推進します。

12 防災井戸の公立小学校への設置について

指定避難所である公立小学校に、災害時の生活用水を確保するため、県の助成を受けながら、防災井戸を順次整備していきます。

13 被災者支援システムの導入について

大規模災害発生後、被災者支援に関する総合的な情報管理することにより、迅速かつ適切な対応を図ることが可能となる被災者支援システムの導入に向け検討していきます。

1.4 大規模災害に備えた市民力・消防力の充実強化について（消防本部）

(1) 宝塚市消防サポート隊の発隊 総務課

地域における消防体制を強化するため、大規模災害発生時に消防本部及び消防団の活動を支援する「宝塚市消防サポート隊」を発隊させます。

消防本部、消防団、自主防災組織、婦人防火クラブに加え、強固な連携協力体制を新たに構築します。

(2) 自主防災組織の活性化と活動支援 予防課

自主防災組織の未結成地域に対して、引き続き結成について働きかけを行うとともに、既存の組織については、自主防災組織リーダー研修会等の開催により、組織内のリーダー育成や防災知識、技能の修得の機会を提供します。

また、既存の自主防災組織等の活性化と地域防災力のさらなる向上を図るため、自主防災組織に対する助成事業を改正し、平成28年度から防災訓練や防災行事等の活動を行う自主防災組織等に対して必要な物品を助成します。

(3) 災害対応力の強化 警防課

市域での大規模災害発生時及び他都市への災害派遣時における広域的な応援体制を構築するため、緊急消防援助隊兵庫県隊（阪神ブロック）集結訓練、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練などへ参加し、災害対応力の強化を図ります。

また、指揮隊、消火隊及び火災原因調査隊などの高度化推進に向けて、調査研究を行い、協議に取り組みます。

(4) 救急及び救助業務の高度化 救急救助課

建物内の生存者確認による救助事案の増加及び将来発生が確実視される南海トラフ巨大地震等に対応するため、各関係機関と連携し更なる救助技術の向上を図ります。

高齢化等により増加する救急事案への対応の一環として、市民救命力の向上を目標に、引き続きコンビニエンスストアへのAED設置の拡充にあわせて、周辺自治会への積極的な救命講習の開催促進を図ります。また、少年期から命を大切に思う心の醸成を目的とした、市内全小学校、中学校への「児童・生徒への救命講習短時間プログラム」による救命講習を推進し、災害にも強いバイスタンダー（その場に居合わせた人）を養成していきます。

1.5 防災マニュアルの更新について（教育委員会）

災害発生時には、学校が避難所となることから、避難所開設のマニュアルの整備や、各学校ごとの立地条件を考慮した対応を盛り込んだ防災マニュアルを更新し、

最善・最新のものにします。

【2】議 題

I 宝塚市地域防災計画（平成28年度(2016年度)）見直しについて（決議事項）

1 見直し趣旨・目的

宝塚市は、平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、平成9年度（1997年度）に、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に市域の防災アセスメントを実施し、地域防災計画を全面改定するとともに、その後も毎年部分的な改定を行い、防災体制の充実に努めてきました。

また、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、災害関連法の改正、国の防災基本計画及び兵庫県の地域防災計画の見直しなどが行われ、これを受けて、平成25年度（2013年度）の本市の地域防災計画についても、宝塚市における災害の規模及び形態並びに市内の都市基盤、社会情勢、生活環境及び市民ニーズの変化を考慮し、前述した国及び県の計画との整合を図るとともに、近い将来に発生が確実視されている南海トラフの巨大地震や、頻発する自然災害に備えるため、地域防災計画の全体的な見直しを行いました。

さらに、平成26年度（2014年度）においては、災害対策基本法、水防法、河川法、気象業務法など災害関連法が相次いで改正されたことから、本市の地域防災計画においても、①避難行動要支援者対策の強化、②地区防災計画制度の取組、③指定緊急避難場所の指定、④避難所における配慮事項、⑤災害対策に従事する者の安全確保、⑥特別警報の発表に併せた措置、⑦洪水予報等の通知・伝達などの項目を追加・更新しました。

この間、本市では、更新された地域防災計画等を踏まえ、防災組織の充実、関連施設・設備の拡充、諸制度・基準等の整備・更新、各施策の実施などにより都市防災機能の向上に取り組んでまいりました。

今年度は、昨年に土砂災害対策に関する予報情報等の拡充がなされたとともに、近年の本市の風水害対策の実情により風水害対策体制等の見直しを行うことが必要となったこと、さらには、市内1地区から当該地区の「地区防災計画（案）」が示され、本市地域防災計画にその計画内容を定めるよう提案されていますので、この審議・決定を行っていただき、経年的な修正事項とあわせて、下記のとおり見直し（案）の作成を行うものです。

2 見直し（案）の基本的な考え方、項目等

今回の宝塚市地域防災計画の見直しに当たっては、次の視点を基本に項目・施策・事業等を追加し、又は内容の更新を行うこととしました。

（1）災害対策にかかる制度、体制等の見直し（詳細は資料2及び資料3参照）

ア 一時避難所の設置等住民の安全な避難を推進するもの

イ 風水害対策体制の更新に伴うもの

ウ 土砂災害対策に関する予報情報等に基づくもの

(2) 「地区防災計画」を本市地域防災計画に定めることについて

(詳細は資料6及び3参照)

(3) 防災議委員の更新、市の機構改革・人事異動等に基づくもの

- ・防災会議委員の更新、北部地域の振興、防災・災害対策体制の強化を目的とした市の機構改革・人事異動等に基づく計画内容の見直しを行います。
- ・防災会議、災害対策本部等の構成員・人数などの見直しを行います。

(4) 関連機関・団体の組織改革・人事異動等に基づくもの

- ・防災会議の委員、関連機関・団体の代表者・連絡先などの見直しを行ないます。

(5) 新たな協定の締結に基づくもの

- ・災害発生時の情報発信、物資等の供給支援を受けるため、関係企業（ヤフー株式会社、コカコーラ・ウエスト株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン）と災害時支援協定を締結したので、計画に追記します。

(6) その他経年的見直し

- ・統計データの更新、施設名称や連絡先・連絡方法の見直しを行います。

3 その他（承認事項：資料7参照）

(1) 地域防災計画の構成等の更新の検討（Ⅲ-1の再掲）

- ・本市地域防災計画は、防災・災害対策における根幹的な計画であり、地震、風水害、大規模事故の予防計画及び災害対策計画等を記載していますが、阪神淡路大震災後抜本的な改正を行って以来、法改正や制度改定、東日本大震災関連事項などにより数々の見直しを行う中で、計画全体で1,300ページを超える膨大なボリュームとなっておりますり部分的に重複する箇所も見られます。
- ・このため、現計画を継承しながら全体の統廃合を行い、簡潔で運用が容易、かつ、市民等にも分かりやすい計画となるよう、その構成等を更新することとして、新たな計画案を検討します。
- ・今後の予定スケジュールとしましては、来年度（平成29年5月頃）開催予定の防災会議に、計画案を付議し、審議をお願いすることとなります。

Ⅱ 宝塚市水防計画(平成28年度(2016年度))見直しについて (諮問事項)

1 宝塚市水防計画案の主な修正箇所

別添 資料4 平成28年度(2016年度)宝塚市水防計画(案)参照

* 修正箇所はアンダーライン表示しています。

(1) 「指令」、「体制」の見直し

- ・水防活動における「水防指令」及び「水防本部、水防警戒本部」について、密接に関連する風水害対策についても初期段階から一元的に実施することが必要なことから、「防災指令」及び「災害対策本部、災害警戒本部」に統合することとし、水防計画内の「指令」、「体制」等にかかる事項について所要の見直しを行います。

(2) 水防区域等の追加・廃止

- ・水防区域について、特に警戒を要するため池、宅地危険箇所、低地帯、山崖くずれ等による宅地危険箇所について、水害危険予想箇所の見直しに伴い、下記のとおり見直します。

【修正箇所】

- 第6章 水防区域等
- 水防計画書(案) P.12～20

【修正内容】

- ア 水防区域(河川危険区域(重要水防箇所) 10河川13箇所
 - ・1河川1箇所について整備進捗により対象延長減
- イ 道路途絶予想箇所 8路線
 - ・3路線追加
- ウ 宅地危険箇所 14箇所
 - ・2箇所追加、1箇所を分割指定、1箇所について防災工事完了により解除
- エ 山崖くずれ等による宅地危険箇所 74箇所
 - ・2箇所について防災工事完了により解除

【指定総数】

- 113箇所(平成27年度は110箇所)

(3) 河川堤防の監視責任者の変更等

- ・地元水利監視役員の交代に伴う監視責任者を修正します。

(4) 備蓄器具資材数の変更

- ・備蓄資材の変動により、各配置数値を見直します。

(6) 県計画との整合

- ・「はん濫」を「氾濫」とするなど、県の計画との整合を図るため、一部表現の変更・追記等を行います。

(7) 平成27年(2015年)分の降水量データの追加、修正

- ・降水量(月別、時間最大、日量最大、雨量計設計箇所別降水量について、平成27年(2015年)分データへ変更します。

